

(1) 和光都市計画 生産緑地地区の変更について

和光都市計画生産緑地地区の変更（和光市決定）

- 1 都市計画生産緑地地区中第62号生産緑地地区ほか3地区を次のように変更する。

名 称	面 積	備 考
第62号生産緑地地区	約1.04ha	変更概要図（1/8）参照
第77-1号生産緑地地区	約0.09ha	変更概要図（2/8）参照
第89号生産緑地地区	約0.08ha	変更概要図（3/8）参照
第128号生産緑地地区	約2.87ha	変更概要図（4/8）参照

- 2 都市計画生産緑地地区中第64号、第91号、第107号を廃止する。

名 称	面 積	備 考
第64号生産緑地地区	約0.16ha	変更概要図（5/8）参照
第91号生産緑地地区	約0.18ha	変更概要図（6/8）参照
第107号生産緑地地区	約0.14ha	変更概要図（7/8）参照

- 3 都市計画生産緑地地区中第106号地区を第106-1号及び第106-2号に分割し、面積を次のように変更する。

名 称	面 積	備 考
第106-1号生産緑地地区	約0.32ha	変更概要図（8/8）参照
第106-2号生産緑地地区	約0.14ha	変更概要図（8/8）参照

理 由

法第14条の規定に基づく行為制限の解除及び当初指定時の錯誤により都市計画生産緑地地区を本案のとおり変更するものである。

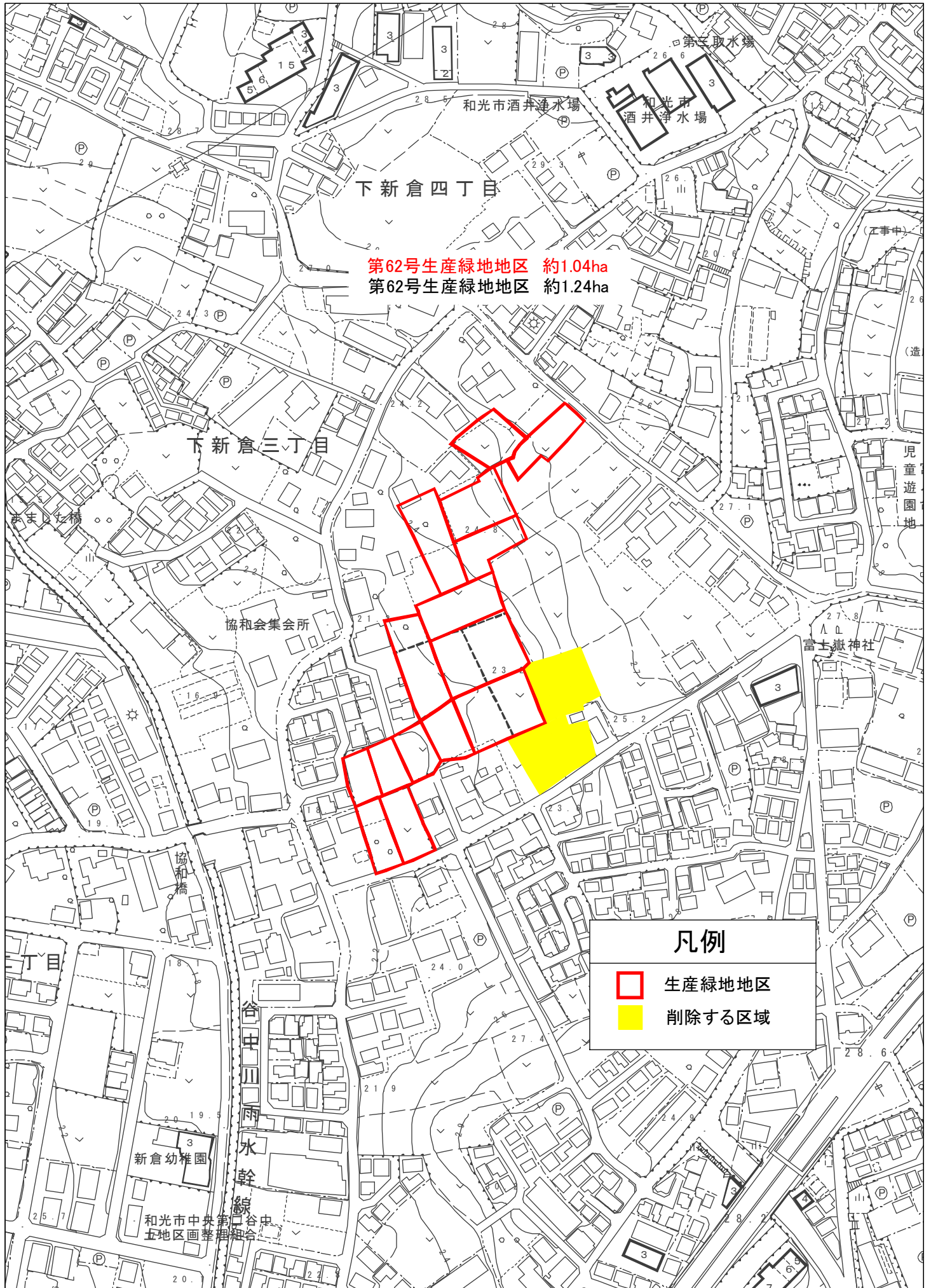
新旧対照表

	名 称	面 積	備 考
新	第62号生産緑地地区	約 1.04 ha	
旧	第62号生産緑地地区	約 1.24 ha	
新	廃 止		
旧	第64号生産緑地地区	約 0.16 ha	
新	第77-1号生産緑地地区	約 0.09 ha	区域のみの変更
旧	第77-1号生産緑地地区	約 0.09 ha	
新	第89号生産緑地地区	約 0.08 ha	
旧	第89号生産緑地地区	約 0.14 ha	
新	廃 止		
旧	第91号生産緑地地区	約 0.18 ha	
新	第106-1号生産緑地地区	約 0.32 ha	分割による追加
新	第106-2号生産緑地地区	約 0.14 ha	分割による追加
旧	第106号生産緑地地区	約 0.52 ha	分割による廃止
新	廃 止		
旧	第107号生産緑地地区	約 0.14 ha	
新	第128号生産緑地地区	約 2.87 ha	
旧	第128号生産緑地地区	約 3.03 ha	

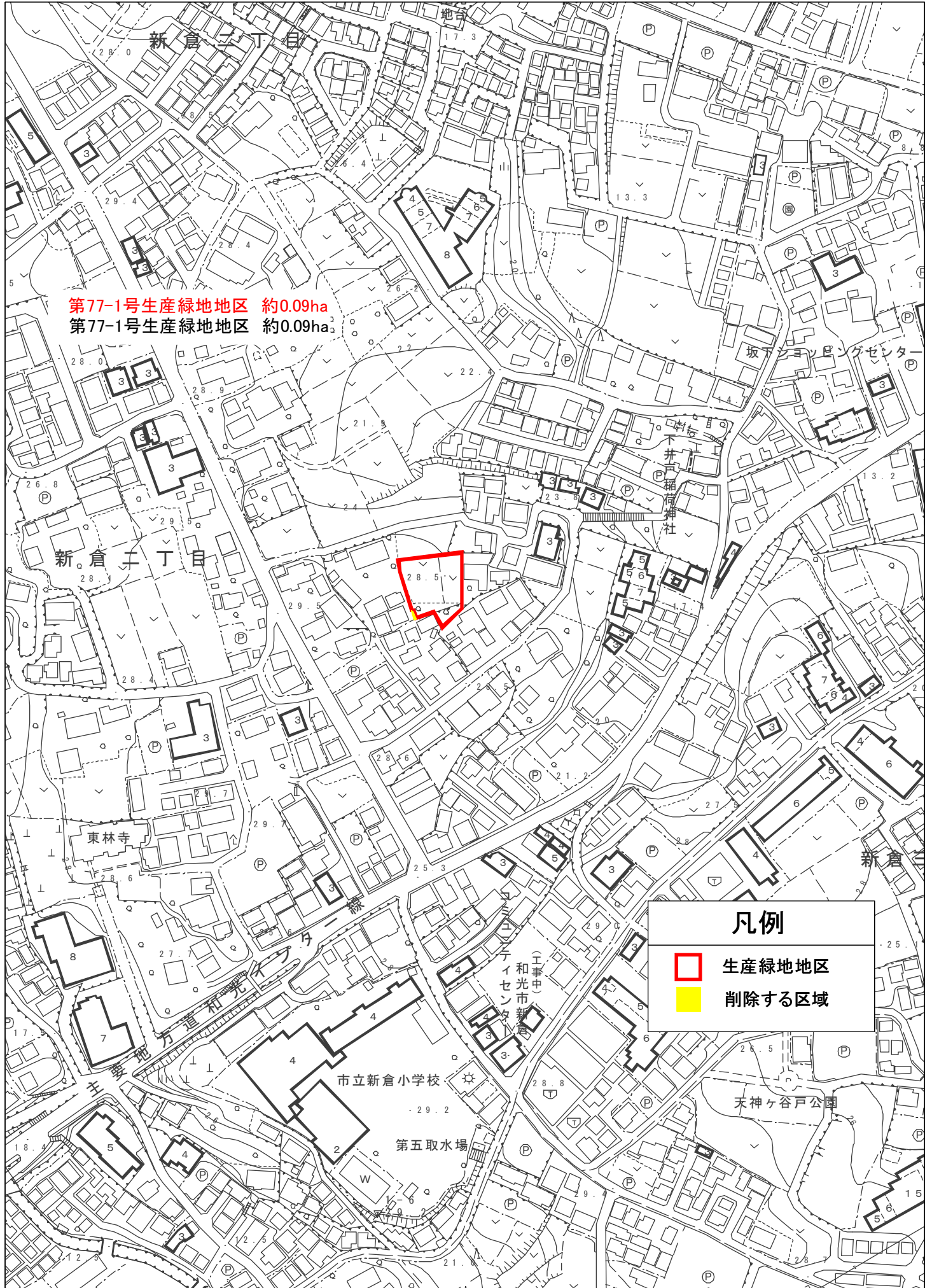
変更概要書

名 称	変 更 の 内 容
第 6 2 号生産緑地地区	<p>法第 1 4 条の規定に基づき、行為制限が解除された。</p> <p>面積及び区域の変更</p> <p>面積約 1.24ha の内約 0.20ha を削除し面積約 1.04ha に変更する。</p>
第 6 4 号生産緑地地区	<p>法第 1 4 条の規定に基づき、行為制限が解除された。</p> <p>地区の廃止</p> <p>面積約 0.16ha を廃止する。</p>
第 7 7 - 1 号生産緑地地区	<p>当初指定時に錯誤があった。</p> <p>区域のみの変更</p> <p>面積約 0.09ha の内 19.00 m²を削除し面積約 0.09ha に変更する。</p>
第 8 9 号生産緑地地区	<p>法第 1 4 条の規定に基づき、行為制限が解除された。</p> <p>面積及び区域の変更</p> <p>面積約 0.14ha の内約 0.06ha を削除し面積約 0.08ha に変更する。</p>
第 9 1 号生産緑地地区	<p>法第 1 4 条の規定に基づき、行為制限が解除された。</p> <p>地区の廃止</p> <p>面積約 0.18ha を廃止する。</p>
第 1 0 6 号生産緑地地区	<p>法第 1 4 条の規定に基づき、行為制限が解除された。</p> <p>面積及び区域の変更</p> <p>これに伴い地区が第 1 0 6 - 1 号及び第 1 0 6 - 2 号に分割され、それぞれ面積を約 0.32ha 及び約 0.14ha に変更する。</p>
第 1 0 7 号生産緑地地区	<p>法第 1 4 条の規定に基づき、行為制限が解除された。</p> <p>地区の廃止</p> <p>面積約 0.14ha を廃止する。</p>
第 1 2 8 号生産緑地地区	<p>法第 1 4 条の規定に基づき、行為制限が解除された。</p> <p>面積及び区域の変更</p> <p>面積約 3.03ha の内約 0.16ha を削除し面積約 2.87ha に変更する。</p>

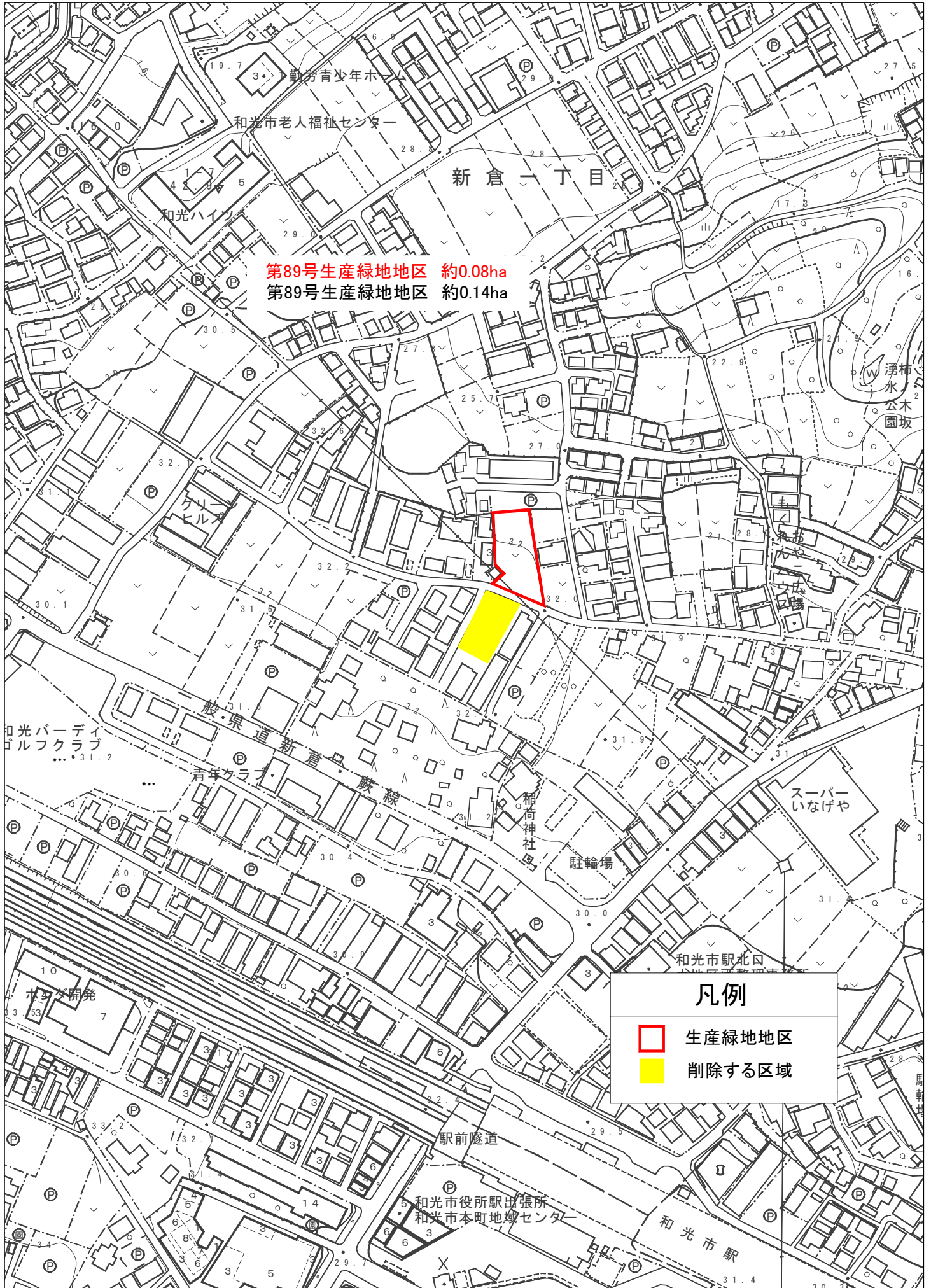
変更概要図 (1 / 8)



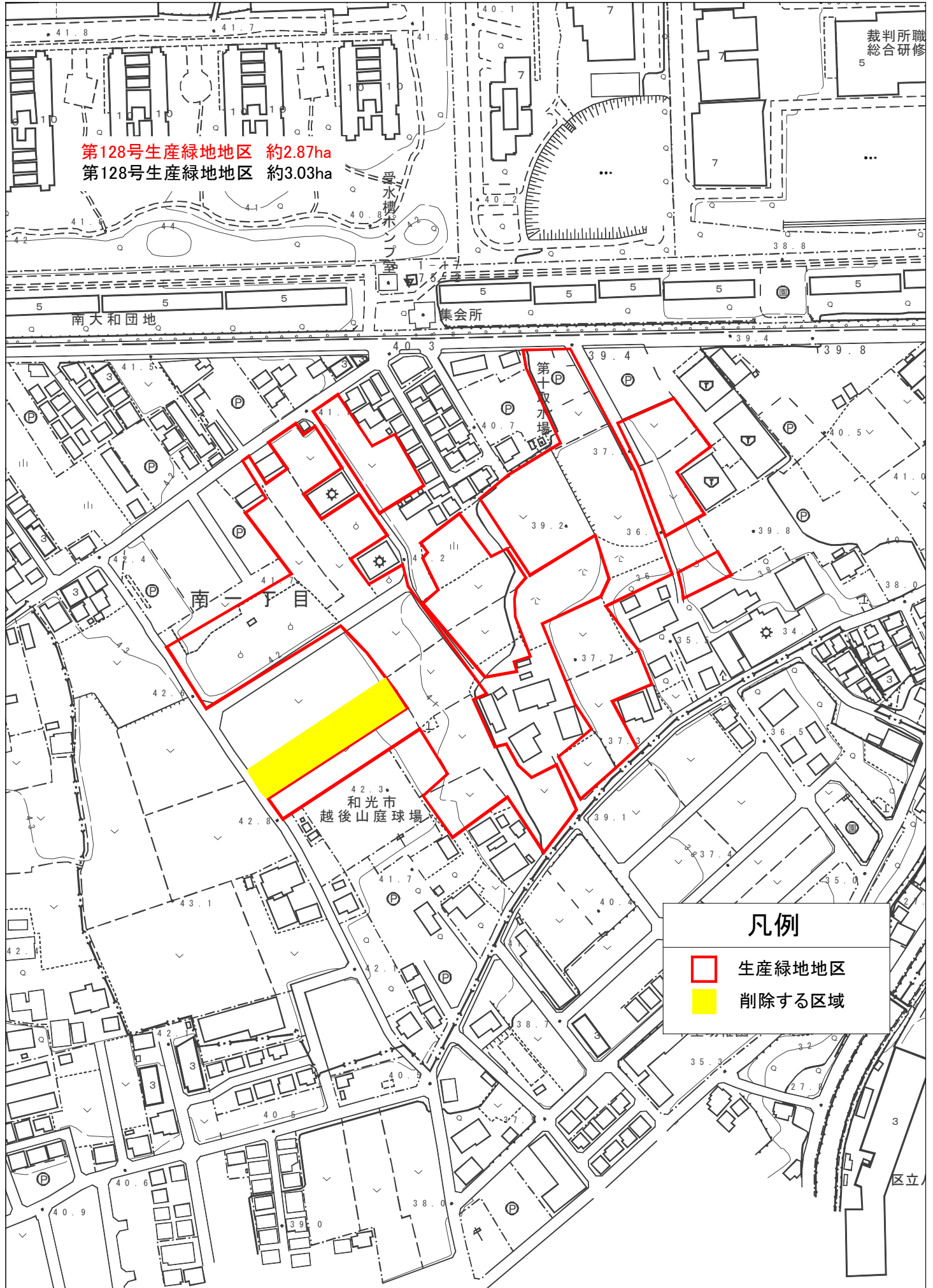
変更概要図 (2 / 8)



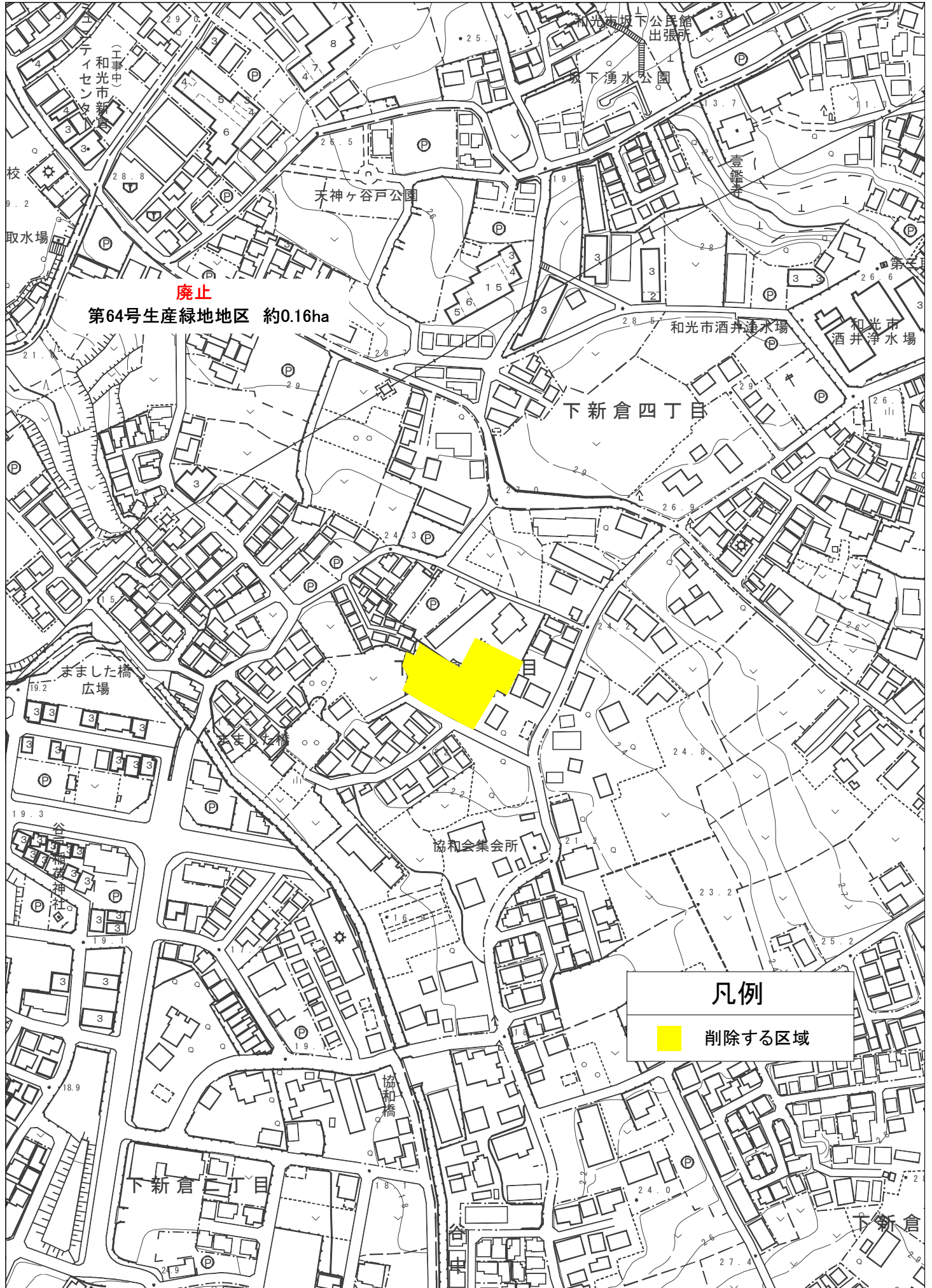
変更概要図 (3 / 8)



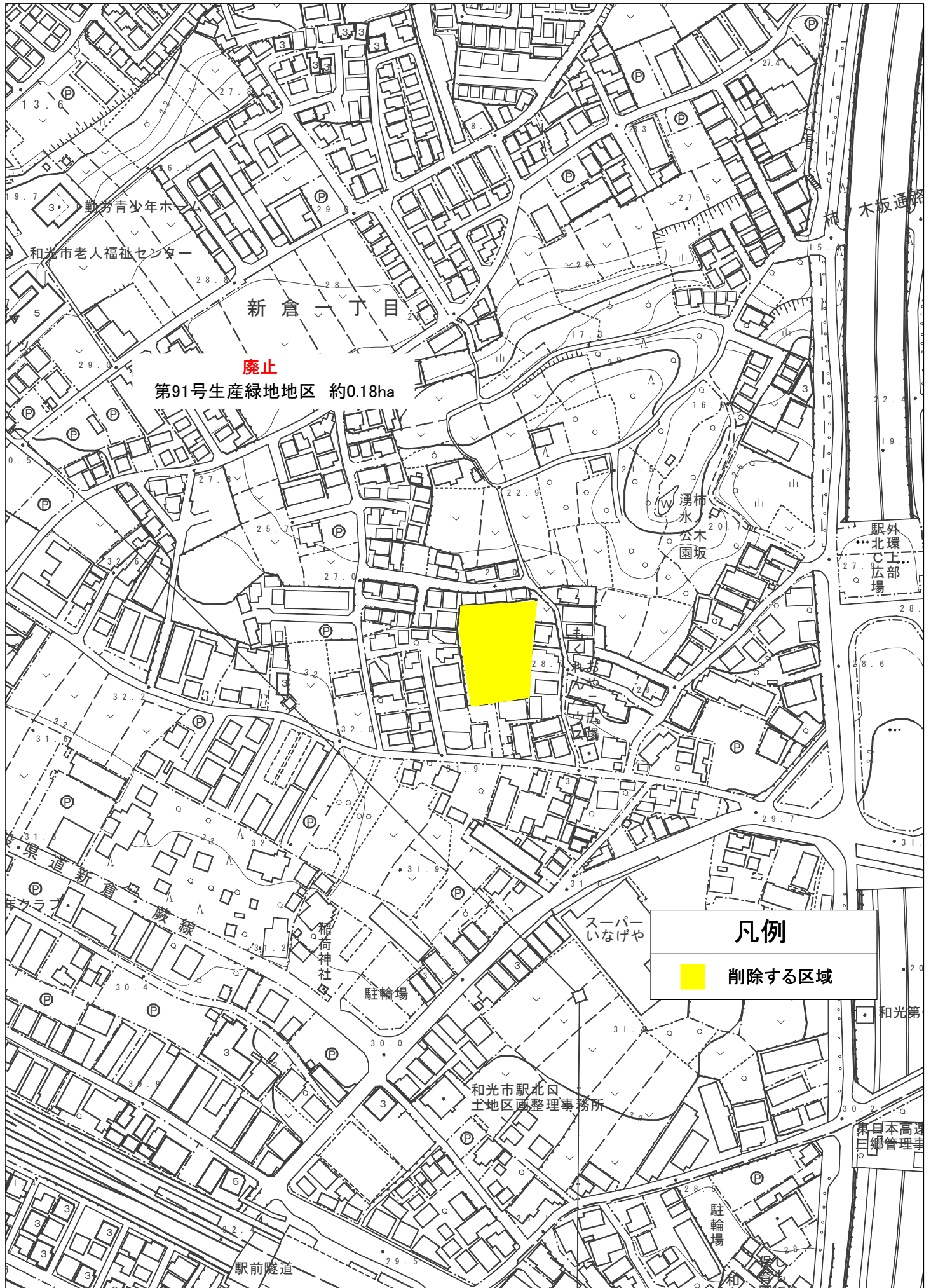
変更概要図 (4 / 8)



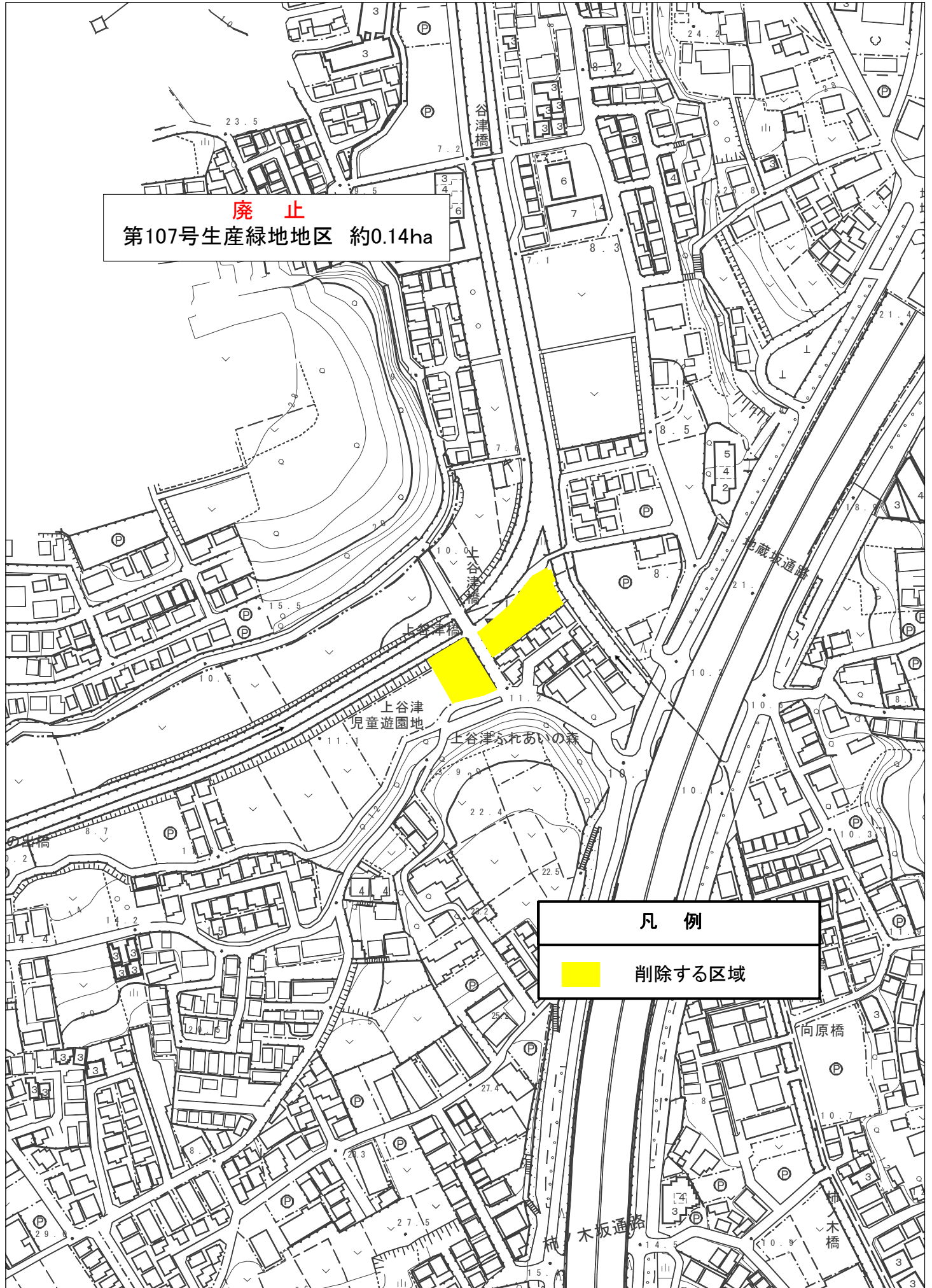
変更概要図 (5 / 8)



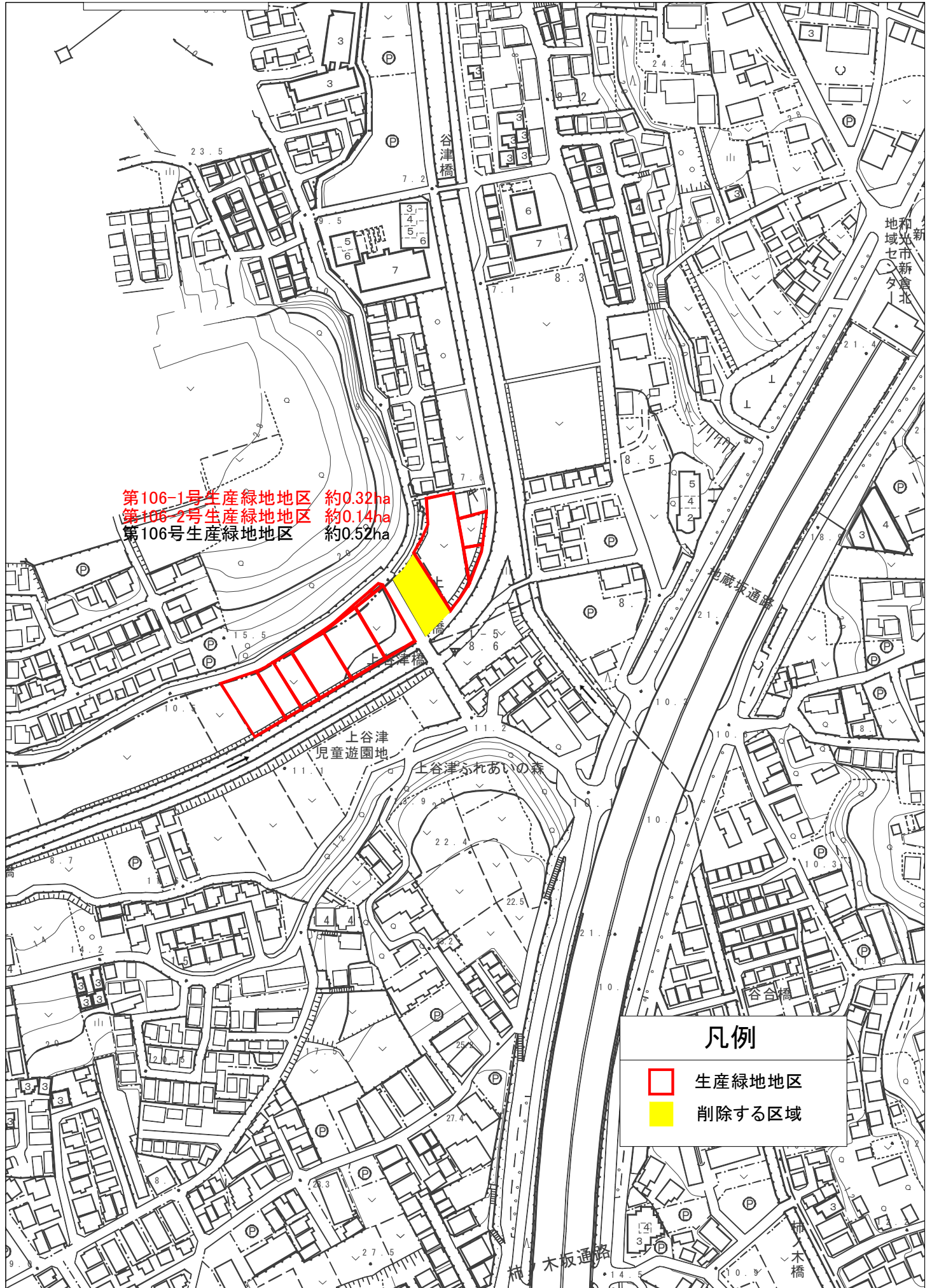
変更概要図 (6 / 8)



変更概要図 (7 / 8)



変更概要図 (8 / 8)



第106-1号生産緑地地区 約0.32ha
第106-2号生産緑地地区 約0.14ha
第106号生産緑地地区 約0.52ha

凡例

- 生産緑地地区
- 削除する区域

理 由 書

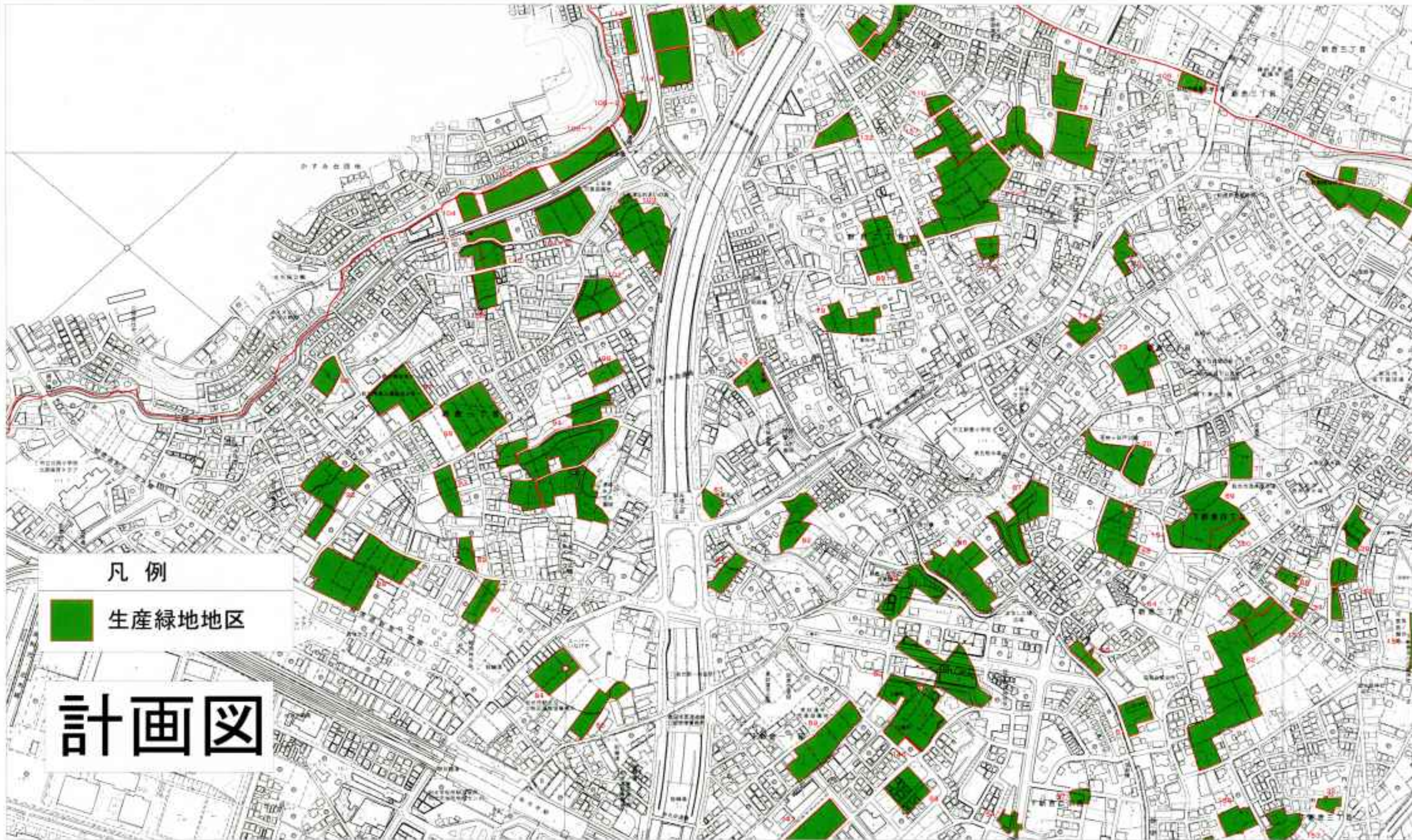
本理由書は、都市計画法第17条第1項の規定（第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定）に基づき、和光都市計画生産緑地地区の変更についての理由を示したものです。

1 和光都市計画における位置等

和光都市計画生産緑地地区第62号、第64号、第77-1号、第89号、第91号、第106号、第106-1号、第106-2号、第107号及び第128号

2 決定（変更）の必要性及び内容

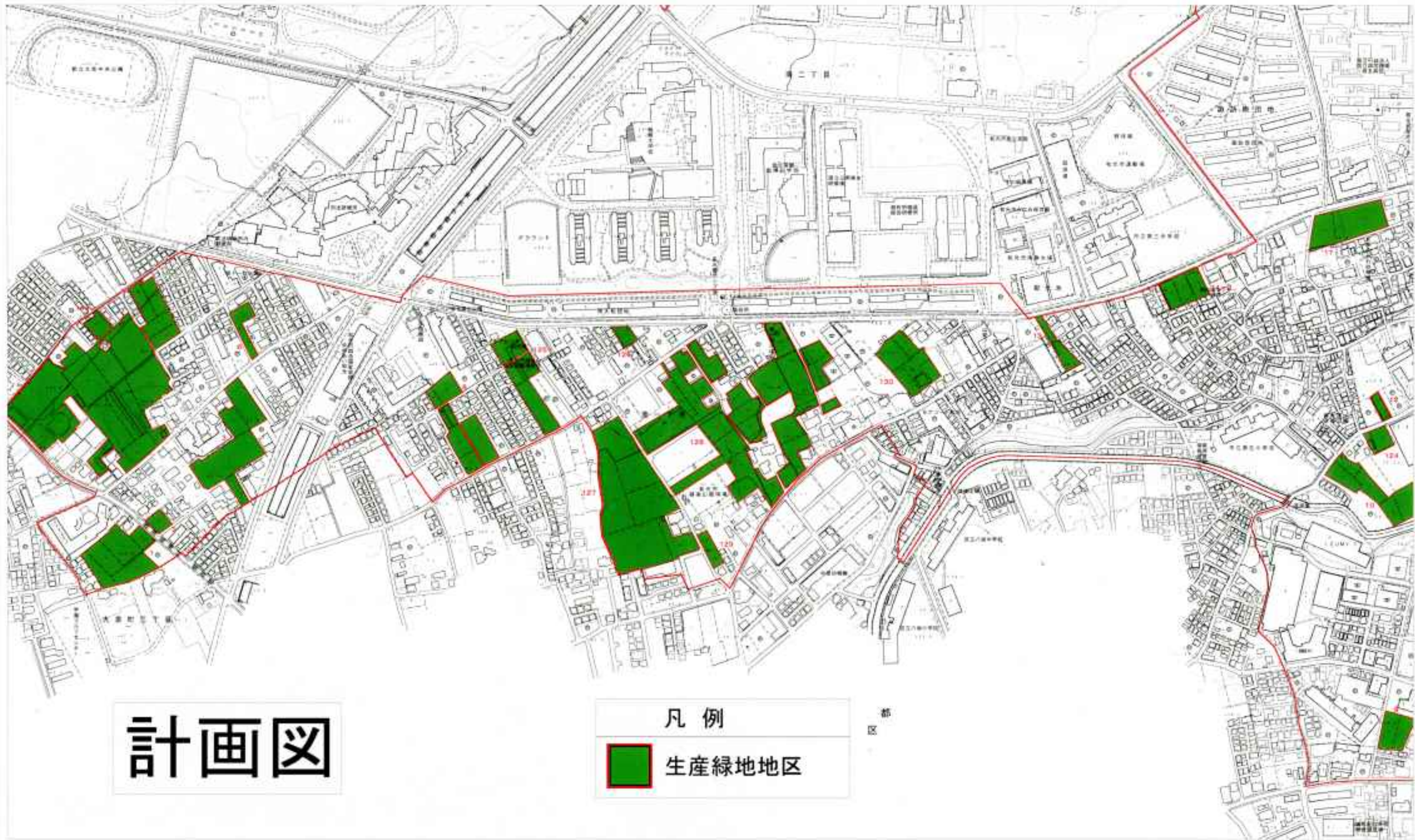
- (1) 和光都市計画生産緑地地区第62号、第64号、第89号、第106号、第107号及び第128号において、生産緑地法第10条に基づき、主たる従事者の死亡による買取申出が行われ、同法第14条の規定に基づく行為制限の解除があったので、第62号、第89号及び第128号については面積及び区域の変更を行い、第64号及び第107号については地区を廃止する。これに伴い第106号については、第106-1号及び第106-2号に分割する。
- (2) 和光都市計画生産緑地地区第91号において、生産緑地法第10条に基づき、農業を従事することを不可能にさせる故障による買取申出が行われ、同法第14条の規定に基づく行為制限の解除があったので、地区を廃止する。
- (3) 和光都市計画生産緑地地区第77-1号において、当初指定時に錯誤があったため、区域の変更を行う。



凡例

生産緑地地区

計画図

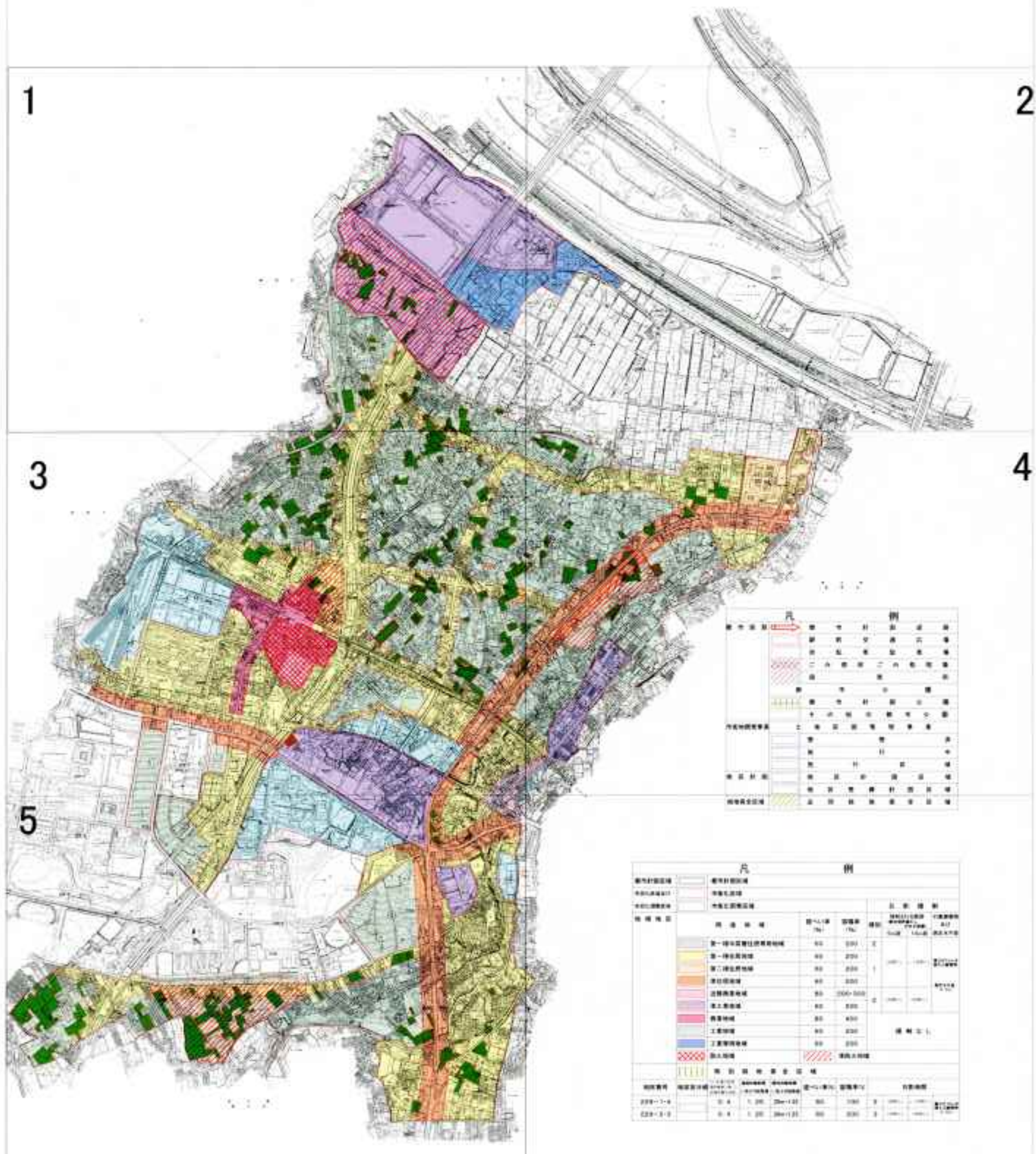


計画図

凡例



生産緑地地区



総括図

凡例
■ 生産緑地地区

凡例		例	
都市計画区域	都市計画区域	第一種中高層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域
市街化区域	市街化区域	第一種住居地域	第一種住居地域
市街化調整区域	市街化調整区域	第二種住居地域	第二種住居地域
用途地域	用途地域	準住居地域	準住居地域
		近隣商業地域	近隣商業地域
		地上商業地域	地上商業地域
		商業地域	商業地域
		工業地域	工業地域
		工業専用地域	工業専用地域
		臨海地域	臨海地域
		第一種緑地	第一種緑地
		第二種緑地	第二種緑地
		第三種緑地	第三種緑地
		第四種緑地	第四種緑地
		第五種緑地	第五種緑地
		第六種緑地	第六種緑地
		第七種緑地	第七種緑地
		第八種緑地	第八種緑地
		第九種緑地	第九種緑地
		第十種緑地	第十種緑地
		第十一種緑地	第十一種緑地
		第十二種緑地	第十二種緑地
		第十三種緑地	第十三種緑地
		第十四種緑地	第十四種緑地
		第十五種緑地	第十五種緑地
		第十六種緑地	第十六種緑地
		第十七種緑地	第十七種緑地
		第十八種緑地	第十八種緑地
		第十九種緑地	第十九種緑地
		第二十種緑地	第二十種緑地

参 考 資 料
(生産緑地地区)

